

機船船びき網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ばっち網漁業	次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ線以北の伊勢湾 ア 鳥羽市小浜町西崎 イ 鳥羽市桃取町島ヶ崎 ウ 鳥羽市答志町長刀鼻 エ 鳥羽市神島町ゴリ鼻 オ 鳥羽市神島町オオカ鼻 カ 愛知県田原市伊良湖町古山頂上	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン以上20トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	68 (34)	木曾岬町から鳥羽市までの伊勢湾沿海市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
ばっち網(しらす)漁業	次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ線以北の伊勢湾 ア 鳥羽市小浜町西崎 イ 鳥羽市桃取町島ヶ崎 ウ 鳥羽市答志町長刀鼻 エ 鳥羽市神島町ゴリ鼻 オ 鳥羽市神島町オオカ鼻 カ 愛知県田原市伊良湖町古山頂上	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン以上20トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	68 (34)	木曾岬町から鳥羽市までの伊勢湾沿海市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
いわし・いかなご船びき網漁業	次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ線以北の伊勢湾 ア 鳥羽市小浜町西崎 イ 鳥羽市桃取町島ヶ崎 ウ 鳥羽市答志町長刀鼻 エ 鳥羽市神島町ゴリ鼻 オ 鳥羽市神島町オオカ鼻 カ 愛知県田原市伊良湖町古山頂上	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	3トン以上10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	58 (29)	木曾岬町から鳥羽市までの伊勢湾沿海市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
しらす船びき網漁業	次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ線以北の伊勢湾 ア 鳥羽市小浜町西崎 イ 鳥羽市桃取町島ヶ崎 ウ 鳥羽市答志町長刀鼻 エ 鳥羽市神島町ゴリ鼻 オ 鳥羽市神島町オオカ鼻 カ 愛知県田原市伊良湖町古山頂上	1月1日から12月31日まで	定めず ただし、許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	3トン以上10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	58 (29)	木曾岬町から鳥羽市までの伊勢湾沿海市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
共内しらす船びき網漁業	三重共第4号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	3トン以上10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	三重共第4号共同漁業権を有する漁業協同組合の組合員であって、当該漁業協同組合の同意を得た者 三重共第5号共同漁業権を有する漁業協同組合の組合員であって、当該漁業協同組合の同意を得た者
	三重共第5号共同漁業権漁場内					
伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業	伊勢湾外	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	3トン以上20トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	54 (27)	木曾岬町から志摩市までの沿海市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
親いかなご船びき網漁業	三重共第39号共同漁業権漁場内	1月1日から4月30日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン以上20トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	鳥羽市神島町に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって、当該共同漁業権内での操業の同意を得た者
しらすお船びき網漁業	三重共第1号共同漁業権漁場内 三重共第2号共同漁業権漁場内	1月5日から4月30日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	桑名郡木曾岬町及び桑名市に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって、当該共同漁業権内での操業の同意を得た者 四日市市富田一色町、同. 天カ須賀、同松原町及び同富田に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって、当該共同漁業権内及び当該区域での操業の同意を得た者
	次の基点1、ア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ線及び基点1・エ間の海岸線とによって囲まれた区域 基点1 四日市市大字羽津三重橋中央 基点2 桑名市城南大字福地町屋川左岸基標 ア 1から112度22分4、226メートルの点 イ ウから150度30分4、750メートルの点 ウ 2とエを結ぶ直線の中央点 エ 2から238度30分の方位線と対岸との交点 (旧三重共第3号共同漁業権漁場内)	1月1日から4月30日まで				
いわし船びき網漁業	紀宝町井田御浜町阿田和界の石柱(三重共第156号基点1)から105度10分の線以南の海域。	1月1日から12月31日まで	定めず ただし、許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	3トン以上10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	2 (1)	南牟婁郡御浜町阿田和又は南牟婁郡紀宝町井田に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって、当該共同漁業権内での操業の同意を得た者
一そういわし船びき網漁業	紀宝町井田御浜町阿田和界の石柱(三重共第156号基点1)から105度10分の線以南の海域。	1月1日から12月31日まで	定めず ただし、許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	3トン以上10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	1	南牟婁郡御浜町阿田和又は南牟婁郡紀宝町井田に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって、当該共同漁業権内での操業の同意を得た者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は以下のとおりとする。

- (1) ばっち網漁業、ばっち網（しらす）漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、しらす船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業
令和7年11月7日から同年12月10日まで
- (2) いわし船びき網漁業、一そういわし船びき網漁業
令和5年6月26日から同年7月20日まで
- (3) 上記以外の漁業種類
周年

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他の条件
ばっち網漁業	<p>操業区域のうち、次の海域を除く（1及び2の海域については、共同漁業権者との調整が整った場合、この限りではない）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 11月1日から4月30日までの期間 三重県の最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 2 5月1日から10月31日までの期間 <ol style="list-style-type: none"> ①津市志登茂川左岸突端から正東の線以北にあつては、三重県の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域 ②津市志登茂川左岸突端から正東の線と雲出川左岸突端から愛知県知多郡美浜町野間埼灯台を結んだ線の間にあつては、三重県の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域 ③雲出川左岸突端から愛知県知多郡美浜町野間埼灯台を結んだ線以南にあつては三重県の最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 <p>3 三重共第25号、31号、35号及び39号共同漁業権海域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没から日の出前1時間までの間は操業してはならない。 3 いわし（しらすを除く）の漁獲を目的に操業する場合、袋網（魚捕部）の目合いは50～160径の範囲でなければならない。 4 いかなごの漁獲を目的に操業する場合、袋網（魚捕部）の目合いは140～240径の範囲でなければならない。 5 いかなごの操業期間は、1月1日から6月20日までとする。 6 業種別組合の定める操業規程に従わなければならない。
ばっち網（しらす）漁業	<p>操業区域のうち、次の海域を除く（1及び2の海域については、共同漁業権者との調整が整った場合、この限りではない）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 11月1日から4月30日までの期間 三重県の最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 2 5月1日から10月31日までの期間 <ol style="list-style-type: none"> ①津市志登茂川左岸突端から正東の線以北にあつては、三重県の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域 ②津市志登茂川左岸突端から正東の線と雲出川左岸突端から愛知県知多郡美浜町野間埼灯台を結んだ線の間にあつては、三重県の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域 ③雲出川左岸突端から愛知県知多郡美浜町野間埼灯台を結んだ線以南にあつては三重県の最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 <p>3 三重共第25号、31号、35号及び39号共同漁業権海域</p> <p>4 次のキ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セを順次結んだ線と陸域によって囲まれた海域</p> <p>キ 鈴鹿市千代崎港南防波堤灯台 ク 愛知県常滑市大野町沖合伊勢湾灯標 ケ 愛知県常滑市常滑港南防波堤端から270度4,000メートルの点 コ 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台から338度11分9,029メートルの点 サ 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台から351度2分8,485メートルの点 シ 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台から322度35分3,181メートルの点 ス 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台から270度2,200メートルの点 セ 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台</p> <p>5 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台正西の線以南の海域にあつては、愛知県の最大高潮時海岸線から、3,704メートル以内の海域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没から日の出前1時間までの間は操業してはならない。 3 袋網（魚捕部）の目合いは140～240径の範囲でなければならない。 4 業種別組合の定める操業規程に従わなければならない。
いわし・いかなご船びき網漁業	<p>操業区域のうち、次の海域を除く（1及び2の海域については、共同漁業権者との調整が整った場合、この限りではない）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 11月1日から4月30日までの期間 最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 2 5月1日から10月31日までの期間 <ol style="list-style-type: none"> ①津市志登茂川左岸突端から正東の線以北にあつては、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域 ②津市志登茂川左岸突端から正東の線と津市藤方町字林跡・同町字東高砂界から70度50分の線の間にあつては、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域 ③津市藤方町字林跡・同町字東高砂界から70度50分の線以南にあつては最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 <p>3 三重共第1号、2号、25号、31号、35号及び39号共同漁業権海域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没から日の出前1時間までの間は操業してはならない。 3 いわし（しらすを除く）の漁獲を目的に操業する場合、袋網（魚捕部）の目合いは50～160径の範囲でなければならない。 4 いかなごの漁獲を目的に操業する場合、袋網（魚捕部）の目合いは140～240径の範囲でなければならない。 5 いかなごの操業期間は、1月1日から6月20日までとする。 6 業種別組合の定める操業規程に従わなければならない。
しらす船びき網漁業	<p>操業区域のうち、次の海域を除く（1及び2の海域については、共同漁業権者との調整が整った場合、この限りではない）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 11月1日から4月30日までの期間 三重県の最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 2 5月1日から10月31日までの期間 <ol style="list-style-type: none"> ①津市志登茂川左岸突端から正東の線以北にあつては、三重県の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域 ②津市志登茂川左岸突端から正東の線と津市藤方町字林跡・同町字東高砂界から70度50分の線の間にあつては、三重県の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域 ③津市藤方町字林跡・同町字東高砂界から70度50分の線以南にあつては三重県の最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域 <p>3 三重共第25号、31号、35号及び39号共同漁業権海域</p> <p>4 次のキ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セを順次結んだ線と陸域によって囲まれた海域</p> <p>キ 鈴鹿市千代崎港南防波堤灯台 ク 愛知県常滑市大野町沖合伊勢湾灯標 ケ 愛知県常滑市常滑港南防波堤端から270度4,000メートルの点 コ 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台から338度11分9,029メートルの点 サ 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台から351度2分8,485メートルの点 シ 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台から322度35分3,181メートルの点 ス 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台から270度2,200メートルの点 セ 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台</p> <p>5 愛知県知多郡美浜町野間埼灯台正西の線以南の海域にあつては、愛知県の最大高潮時海岸線から、3,704メートル以内の海域</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没から日の出前1時間までの間は操業してはならない。 3 袋網（魚捕部）の目合いは140～240径の範囲でなければならない。 4 業種別組合の定める操業規程に従わなければならない。

漁業種類	操業区域の条件	その他の条件
共内しらす船びき網漁業	<p>(三重共第4号共同漁業権漁場内) 定めず</p> <p>(三重共第5号共同漁業権漁場内) 操業区域のうち、鈴鹿市千代崎港南防波堤灯台と愛知県常滑市大野町沖合伊勢湾灯標を結んだ線以南の海域を除く。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没から日の出前1時間までの間は操業してはならない。 3 袋網(魚捕部)の目合いは140~240径の範囲でなければならない。 4 業種別組合の定める操業規程に従わなければならない。
伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業	<p>操業区域のうち、次のア、イ、ウの各点を順次結んだ直線の延長線以西の海域及び鳥羽市国崎町鎧崎から107度の線以南の海域を除く。</p> <p>ア 鳥羽市神島町岡の鼻から51度50分2,400メートルの点(三重共第39号共同漁業権のスの点)</p> <p>イ 鳥羽市神島町大イロ島から115度50分5,860メートルの点(三重共第39号共同漁業権のシの点)</p> <p>ウ 鳥羽市国崎町鎧崎から107度16,000メートルの点</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 日没から日の出前1時間までの間は操業してはならない。 2 袋網(魚捕部)の目合いは、80~240径の範囲でなければならない。 3 いかなごの操業期間は、1月1日から6月20日までとする。
親いかなご船びき網漁業	定めず	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 日没から日の出前1時間までの間は操業してはならない。 3 袋網(魚捕部)の目合いは、80~240径の範囲でなければならない。 4 鳥羽磯部漁業協同組合の定めた操業規程に従わなければならない。
しらうお船びき網漁業	定めず	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 区画漁業権(藻類養殖業)漁場内に設置している、のり網等養殖施設から50メートル以内の区域においては、操業してはならない。
いわし船びき網漁業	操業区域のうち、距岸5,500メートル以遠の海域を除く。	<ol style="list-style-type: none"> 1 日没から日の出までの間は操業してはならない。
一そういわし船びき網漁業	操業区域のうち、距岸5,500メートル以遠の海域を除く。	<ol style="list-style-type: none"> 1 免許漁業の操業を妨げてはならない。 2 漁獲目的をいわし類とする漁業に限る。 3 鶴殿港へ入出港する一般船舶の航行を妨げてはならない。 4 網口開口装置を使用してはならない。 5 日没から日の出までの間は操業してはならない。